

第十回 参議院通商産業委員会會議録第三十二号

公聴会

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午後一時四十六分開会

本日の会議に付した事件

○計量法案(内閣送付)

○委員長(深川繁左エ門君) 只今から計量法案に関する公聴会を開くことにいたします。

先ず公聴人の御意見を承わりたいと存じます。東京大学の山内二郎君、どうぞ御発言をお願いいたします。

○公聴人(山内二郎君) 私余り詳しく読み切らせませんでしたので、或いは足らないところがあるかも知れませんが、大体四項目に亘りまして、私の意見或いは希望を申し上げます。私の意見、ここに書いて参りましたので、皆様にもお配りしてございますが、これを読みながら……

第一項は、計量単位はメートル法によるものと、ヤード・ポンド法及び尺貫法の計量単位を昭和三十三年十二月三十一日までとするに賛成でございます。その理由は、計量単位は国際的協力の立場からメートル法によることは当然のことです。又産業の国際的発展を期する上からすれば、その基礎となるものでありますから賛成なのであります。基本単位、誘導単位が確立しているという事は、我が国の工業に非常に重要な要諦であります品質向上という事に根拠を与えますと同時に、我が国の学術進展にも基礎を与えるものであります。国民殊に

青少年の教育の立場から言ひまして、これは極めて重大であります。こういうふうなきめられましたことは非常な賢明な策であると信じております。ヤード・ポンドによります計量単位は貿易に關します国内産業との関連において第一に考えるべきものと思ひます。施行法案中に定められてあります規定方法が、アメリカ合衆国とイギリス連邦との規定方法のいずれにも偏しません。これはアメリカ合衆国とイギリス連邦の規定方法とは少し食い違つております。そのいずれにも偏しませんが、実用上差支えなくなつていくという点、この点は非常に賢明な策であると思つております。国内の一般使用を昭和三十三年末までとしてありますことは、只今申しましたメートル法を大宗とする上から言つても賛成であります。又そうでなければならぬと思ひますのであります。国際的な貿易を考えますと、そのときにやはり換算の問題が起つて参ります。換算の基礎を本施行法中のものの通りとする策、これを昭和三十四年以後に採用される、そういうふうな予定されますように進言いたします。

次に、尺貫法であります。尺貫法が昭和三十三年末まで併用されるという事、現在の国内事情から言ひましても賛成であります。この系統はヤード・ポンド法と違ひまして、単に国内事情だけによつて考えるべきものでありますから、これは全く別に考えるべき問題と思ひます。一つは将来の我が

国の中核となるべき現在の青少年及びそれに続きます者の教育の立場から考へて見ますと、計量単位の系統はできるだけ簡潔であつてほしい、これが必要であります。従つて尺貫法はできるだけ速かに一般に使用しなくなること望みます。

もう一つは、取引などで手頃な単位という実用的な立場から考へて参りますと、施行法中にあります尺貫法による計量単位のうちにも捨て切れぬものがありそうでありまして、一般に言ひまして、現在のように尺貫法が併用されております時期には、慣習の力が強くて、それが実用上便利であるか、或いはそれが実用上なくても十分間に合つて行くかという判断を下しにくいという点があると思ひます。現在使ひ慣れている人はどれでもよいと思ひますが、併し将来の国民は果してどうでありましようか。これは将来の中核となるべき人々を中心として考へて置かなければならない点であらうかと考へます。こういうふうな考へて来まして、私はこういうふうな考へます。尺貫法による計量単位は昭和三十三年十二月末で併用をやめることと。それ以後におきまして、実用上便利な単位を極めて僅かを限つてメートル法中の呼称として採用する。その時期は混乱を避けます意味におきまして、昭和三十四年以後とする。その選定には又十分慎重に調査研究を重ねる、こういうふうになりましたならば、この尺貫法というものの對する対策が

立つかと思ひます。

次の第二項は光度の計量単位であります。これを第三條(基本単位及び現示)のところに移して頂きたいと思ひます。その理由は、光度の計量単位は第五條(誘導単位及び現示)に十五にあります。ところがこの光度の計量単位は誘導単位ではないのであります。一つの基本単位でありまして、國際度量衡總會でもそのように考へておりますし、又その単位でありますカンデラにつきましては、國際度量衡委員會で定期的な國際比較を行なつて、國際的統一を図ることになつておるのであります。丁度温度の計量単位と殆んど同様な立場にある基本単位であります。この希望は、計量法關係資料(四)の最後にあります日本學術會議會長から通商産業事務次官宛ての回答中に書いてあります。

第三は計量器の名稱についてであります。この名稱を拝見しますと、學術用語の制定が少し遅れておりますが、學術用語の制定方針と合せるという方法とか、或いは制定せられたときにその用語を採用し得る途を開いて置いて頂きたいと思ひます。その理由は、計量器の名稱は第十二條及び第三十六條に掲げてありますけれども、例えば第十二條の七、八、これに「が電流式回転型速計」となつておりますが、この「が電流」というのは電氣用語の審議原案としましては「うず電流」となつております。このほうが遙かに理解しやすい、學術用語はそういうところを狙つて審議しております。又第三十六條五、六、八などに「メーター」となつておりますけれども、これも只今の傾向としては「メーター」と棒を付けない傾向が強いようでありまして、これは一例であります。そういうことを考へて来ますと、やはり統一をとつたほうがいい、用語を全般的に審議してあります學術用語制定に歩調を合せることが、やはり産業上からいつても重要なことだと思ひます。

できれば學術用語制定の方針に合せて置く、或いは近い将来制定されたときにその用語を採用し得る途を講じて置かれるように切望するのであります。

第四項目は本法案施行に際しまして、適用範圍を産業に支障を来たさないようにと定めるように希望いたします。その理由は本法案中の第十一條「証明」の定義であります。この範圍を広く解釈いたしますと、適用範圍が非常に広くなりまして、例えば工場、事業場の日常生産に使用している現場の作業管理用計量器まで括りまして、却つて産業の狀態を混乱させる結果支障を来たすようなことになることを想像するのであります。杞憂かも知れませんが、そういうふうな想像いたしました。ただそれだけならばいいのであります。この計量器によつて日常得られる資料を公に届けることを要求される、これは現在もありまして、そういう場合にも、これもその証明だ

というふうに見えるが、当然問題となつて来ると思ふのであります。これは一例であります、その他産業の日常の問題或いは新しいものができるときの問題等を考へて参りますと、計量の確立を強制するといふことは止むを得ない範圍に限定するのがよろしいかと思ふのであります。

以上急ぎましたが、私の意見、希望を申述べた次第であります。

○委員長(深川榮左門君) 次に度量衡器計量器工業連合会福会長小野龍三君にお願ひいたします。

○公達人(小野龍三君) 私御指名を受けました小野龍三でございます。度量衡器計量器工業連合会の副会長を勤めております。このたび計量法を改正せられますに當りまして、御承知のごとく、従来の度量衡法は明治四十二年に正確なる器物を供給し使用せしめるといふ理念の下に立法されたように考えられますが、このたび計量の正確を確保し、経済の安定を図るといふ根本方針のために計量法を創案されたように、この第一条にも出ておりますので、そこに我々「はかり」を掲げる、度量衡器を掲げる製造業者、「はかり」を日常使用して生活しております使用者の全部のかたの自尊心を非常に尊重せられてゐる点について、私ら感謝するものでございます。併しながらこの法を拜見いたしますと、折角そういうお考えの下に立法せられたにもかかわらず、少しくもの足りない点が二、三ござります。これはかねて当院のほうへ法案の修正をお願い出しておるのでございますが、その点につきまして、以下説明させていただきます。

第十一章の雜則でございます。この

雜則の中に計量調査官を二百二十三条で設けられることになっております。

そうしてその計量調査官は、再検査及び取締官の行為に對する異議の申立の事務に従事する、こういうことになつております。折角再検査、異議の申立を御調査下されるために調査官をお設け下さいますのでござりますから、どうぞこれに計量行政並びに計量行政に關する事務の調査に當るといふ字句をお加え下さいまして、この国内の計量行政の統一を図る調整機關に調査官がなつて頂くことを希望するのであります。

これはこの法律が本来通産大臣が検定、取締、一切の度量衡の権をお持ちになつて、地方長官にその仕事を委任されておられるのでありますれば結構でございますのですが、これには地方長官と通産大臣とが並列にその権利をお持ちになつております。そういったしますと、非常にその手心の統一が図られにくいのでござります。そういうときに當りまして、行政方針の或る水準よりも低い地方には鞭撻をしてもいい、又行過ぎている県には少しく行過ぎであらうと言つて御注意を通産大臣がして頂く、こういうようにやつて頂きますと、国民は大変仕合せと存じますので、是非この一項をお加へ願ひたい。

この検査ですが、取締検査は二種類になりまして、定期検査と立入検査になつております。第五百五十四条でございます。この立入検査と言ひますのが、程度の問題で、なか／＼これが過去の実績から申しますと、むずかしい問題でござります。こういうときに、而もこの特定市町村、取締権を持たれる市町村の治下にある県民は、県知事

の立入検査の監督も受ける、その市町村長の立入検査の監督も受ける、こういう二重の負担をせんならんやうなことも考へられる。まさか実際に実施する上において、そういう今日の御時世に二重の苦しみを生みかけられるといふことはござりますまいけれども、法文の上ではさうも考へられるのです。そういう場合に、この調査官が調査される、そうしてその手心の統一を図られるといふことが是非必要であらうと考へますので、本修正を申出たわけでございます。

次に第四章の検定でございます。検定は先ほども話されましたように、絶対検定になつております。検定に合格せんとするものはできません。併し製造人は製造の許可を得ておりますけれども、自己資金で自己の資産を費して品物をこしらへますのですけれども、検定が無闇に長引きました日には、これは金に変わりませんので、経営が忽ちに困難に陥ります。そこでここに二十日間という期間を九十四条におきまになつておりますが、万一、二十日間に検定ができなくて、それよりも遅れた場合は、この修正の第二項に、通産産業大臣又は都道府県知事は、正当な理由なくして前項期間内に検定の合格又は不合格の処分をしなかつたときは、それによつて生じた損害を賠償しななければならないといふ一項を入れて頂きます。その賠償額は、受検品の遅れた期間だけ受検品の市価の法定金利を弁償してやつて頂きたいのです。それからこれには我々仲間でも検定の期間が二十日間ということに制限されておるが、手が廻らんさかいに、手が回さかずに検定に持つて来ても受付けな

い、こう言われたら困るさかいに、それを何か法律の上で書いてもらふやうに頼んでくれ、こう言われますのです。が、私考へますのに、国が法律を以ておきめになつて、それに對して適當に予算を組まれて、そうしてその仕事をせよといふ役人を雇われております。ならば、その人が仕事に手が廻らんさかいに、持つて来たらどうにもならぬ、持つて行けといふことは、そういう非常識なことは絶対あり得ないと考へますので、その条項を挿入して頂くことを差控えておりますやうな次第でございます。

私も、私利のじやなからうかと思つておりますが、若しそういうことが言ひ得られるものなれば、是非そのことも拒否してはならぬ、検定を請求した場合には拒否してはならぬといふことを条項の中に挿入して頂きたいのです。

次に二百二十二条にござります。この検定手数料でございます。この検定手数料は一昨年四十五倍に上げて頂きました。そうしてそれが今度の法案を拜見しますと、二十倍くらいに又上りますことになりまして、大体度量衡器と申しますやうなものは、銃砲火薬というやうに行政上厄介なものでなくて、国が生活の基準をきめて、そうしてその足りない物資の消費を最も経済的に計るといふ目的に使用せられるものでござりますので、本来検定手数料を徴収せられることすらどうか考へますけれども、これは国家財政の上から、從來五十年も昔からとることになつておる。今更いたし方がござります。當時は營業税というものが免れになつておりましたところが、これも終戦後地方自治独立のときどきさ

に、營業税を事業税として徴収せられることになりました。ここにちよつと簡単に一會社のグラフをこしらえて、現在の状態を持つて上つておりますのです。これにも出ております通り、現在ですら、この事業税と検定手数料とは同じくらい払ひます。利益金に對しては、税の總額が一七・四です、この事業体の納税額が……これが今度二十倍に又膨れます。そうすると、これは業者の利益金が、この事業は一年の製品売上高が十六億円で、それに対する利益金が一千百万円、それに対して約八百万円の税を納めておる、そのうちの事業税が一七・四、検定に要する費用が、官吏の出張旅費と検定手数料とで一六・六になつております。これが二十倍も膨れたら、忽ちして度量衡器の価格というものは膨大な膨脹をいたします。そういったしますと、この度量衡器の使用を国が奨励して、補助金を出してでもやらなければならぬやうな仕事は、さう度量衡器を使用するのを奨励するやうになりますと、国は大変な損害を自然のうちにこうむることになりますので、どうぞこれは、この法案の中には最高をおきめになつておりますが、これは政令で区割して、おきめになるときは最も慎重にお考え下さいまして、委員のかたにおかれまして、よく政府の立法を御監視下さいまして、そうして余り不当な徴収にならんやうに御監視をお願いいたします。

それから検定手数料の返還でございます。これは検定を受けるときには手数料を貼つて納めます。ところが検定中に毀れることがある。毀れたならば、品物として、商品として売ること

もできません。出した検定手数料は返してもええせんので、盗人に追銭といふことになりまして、業者は非常に困りますので、どうぞ検定中に破損して商品の価値を失なつたものに対しては、政府は検定手数料を直ちに返して欲しい、これを修正案に書入れてください。

次にこの基準器です。この基準器は政府が貸与される。基準器の貸与を受けて初めて検定なり取締りなりの効力を発することになります。ところが自治的に特定の市町村なんぞが度量衡の取締りなり、検査をやりたいと思つても、貸与してもらえなかつたらできない。それで修正案に書いてございす通り、特定市町村長が貸与を受けられないときは、自分の力でこしらえて、国の基準器検査に合格した機械を持つておるものにはその特権を与えてもらいたい、与えるという途をお開き願いたい。これがこの第十一章の修正案の骨子でございます。

以上が当工業会が修正案四項目を提出いたしております理由の大略であります。この法案を作るについて四か年に亘つて非常に御研究下さいまして、そして今日の法案が立派にでき上りましたことは、それに従事せられたお係りのかたに対して厚く感謝を申し上げます。次第であります。どうぞ以上申し上げました修正案を御検討下さいまして、そして御採択あらんことをお願いいたします。

○委員長(深川左門君) 次に日本度量衡器計量器商業連合会理事長の徳永学さんにお願ひいたします。

○公述人(徳永学君) 先ず第一章の総則の単位について申上げたいと思ひ

ます。第一条を見ますと、「この法律は、計量の基準を定め、」といふことが真先に謳つてあります。にもかかわらぬ、電気の単位が全然これに取入れられていないといふことは不思議でないものであります。これは一度量衡関係者のみが言つてゐるのではございませんのでして、電気計測器工業界の連中もひとしく電気の単位をこれに取入れ、電気計測器をこの計量法によつて指定すべきだといふことを主張してゐるのであります。それにもかかわらず、ここに入つておりません。如何にも商龍点暗を欠く思ひをするのであります。又最近では停電だ、電圧低下だと言つて、ろうそくの晩も多いのであります。が、定額燈をとつてゐるところは料金を下げてくれたといふことを一度も聞いておりません。これは目方をこまかした不正計量と同じ行為であると思ひます。こういうものは計量法によつて当然取締るべき必要があると存じます。これは国民の権益のためにも大いに取締つてもらいたい。それにはこの計量法が最も適していると思ひます。故に電気の単位を是非この方面から入れて頂きたい。若し電気の単位を取入れないことが、電気測定法を中心にして、役所の内部のいわゆるセグシヨナリズムから来た結果、こういうふうな妙な法案になつたといふのであります。国会はよろしくこの役所のセグシヨナリズムの打破に果出して頂きたい。又電気測定法による工事のワットといふものと、この計量法で定めてあります工事のワットとは同じ工事のワットでありながら値が違ふのであります。こういう値の違つた単位を異なつた法律に二本建にきめて置く

ということは決してよろしくない。これは大いに改めて頂きたいと思ふのであります。

次に、第二章計量器に関する事業という項目について申上げたいと思ひます。これは製造、修理、それから販売の事業についての規定であります。度量衡器は国民の経済生活の安定を図るために、どうしても国家が国民に供給をしてやらねばならない国家の公器であります。全くこの点は貨幣と同様であると考えていいのであります。故に度量衡器の製造といふようなことは、むしろ政府が直営すべきものであると思ひます。併しその直営がなかなかできないので、免許制度といふ制度によつてこの供給を確保し、又供給上の責任を明らかにし、又製作者にその責任を分担してゐるのであります。今度とは又他に例をとつて、販売者のほうから申しますと、全く国家が国民に供給する国家の出先機関であります。昭和二十四年度の東京都の統計を見ますと、一か年の販売金額が二億三千九百五十六万一千七百七十九円であり、これを東京都内の販売者の数は二千八百七十九人でありまして、一人当たり八万三千二百四十円であり、一人当り一か年の売上は八万三千二百四十円の僅少な額であります。これでは営業としては成立たないのであります。て、全く国家の供給機関として、あえて名譽職としてこれをやつてゐるのが現在の実情なんでありまして。こういうふうな点から考へて行きますと、度量衡器の供給事業といふことは、政府の責任を分担する意味において、政府がその責任を分担せしめる意味において、今日の現行度量衡法で定めてゐる

免許制度より以上に強い保障を与えて、そして安心して製造業者を正確無比な品物を造つて行くことができるように保障してやるべきだと思ひます。何も戦争後自由々々で自由競争を奨励するようになつておりました、国家の公器を供給するといふ建前から行けば、こういうことは自由競争に任せて置くべき性質のものではないと思ひます。よつてこれは自由におもねる必要はありませんので、現行法で定めてゐる免許制度より以上に強固な免許制度を更に布くべきであると思ひます。

次に、第八章、事業場の指定といふのがあります。これは計量管理を行う工場を指定するといふことであります。計量管理といふことは今日の工場

の生産化或いは生産品の向上等、産業の発展に非常に有益な基礎をなすものであります。この計量管理を中心にしてすべての産業を興して行かねばならぬと私は考へております。然るにそういうふうな政府みずから奨励してでもやらねばならぬこの仕事を、工場側から指定してもらわなければやれないといふようなことはおかしいのであります。むしろ衛生とか或いは保安等の見地から必要であると思へば、政府みずから、お前の工場は計量管理をやらねばならぬと命令するくらいにならなければならぬと思ふのであります。これが工場のはうから申出ねばならぬといふことは、これはおかしいのであります。なおその指定を申出るときに手数料を政府がとるなといふことは、これはなお更におかしいのであります。政府が大いに奨励せねばいかん事項について、それを阻むような結果になると私は思ふのであります。この

点は直ちに改めて頂かなければならぬと思ひます。

第十章、計量行政審議会、この計量行政審議会の条文を見ますと、役人ばかりで審議会を構成することになつております。これは甚だ私は面白くない結果を生ずると思ひます。やはり民間人を入れて、そして官民一致の協議によつてものを決すべきだと思ひます。役人だけが片一方に集まつてものをきめるといふことはよろしくないと思ひます。若しこれが関係方面あたりの指図によつて、どうしても役人だけでやらなくちやならぬといふのでありますれば、国会は大いに関係方面と交渉して頂いて、日本はやはり官民一致でやらねばならぬと強調して頂きたい、これを是非国民からも相当のものをいれるように訂正をして頂きたいと思ひます。

それから第十一章の雑則について申上げます。この雑則の中に、検定手数料といふものがあります。計量の検定は国家が強制したのであります。計量料といふものは、ちよつと私は腑に落ちません。併しいろいろの都合で今日まで手数料をとつておいて、財政上今急に廃止することはできんといふのであれば、極力低額のものにとることにして頂きたい、手数料が高くなるとコストが高くなるという理論は、先ほどの公述人のおつしやつた通りであります。延いては器物を使うといふことを忘れてしまふし、一山幾ら、目分量で何ぼというふうな取引が盛んに行われることになつて、又家庭生活の合理化とか、科学化といふことが叫ばれておりますが、「はかり」が手に入る

ことができないようになりましては、その目的は達せられないのであります。故に手数料は極力減減をするというにいたして頂きたい、これは政令を定めるときに十分御監督を願いたい。それから同じく難則中の二百二十三条、計量調査官というのがあります。これは再検査と、異議の申立だけに従事するものとありますが、これは再検査も異議の申立も当事者が申出て初めて行われるものであつて、申出なかつたらその役人は遊んでゐることになります。むしろこういう役人は進んで全国を巡視して検定、取締の全国的な統一を図る、或いは業界におけるいろいろな弊害を防止するというような仕事をすべきだと思ひます。よつて職権をそういうふうに変更して頂きたい。

次に計量法施行法の第一章総則に参ります。その第一章総則第十二条に、これはメートル法の問題が規定してあります。これを要約いたしますと、国又は地方の公共団体は新法施行の日以後においてメートル法を用いるように努めなければならないと、こういうふう書いてあるのがあります。メートル法に統一してやつて行かなければならぬといふことは、もう今日議論の余地はありません。戦前に排外的な右翼思想で以て非常にメートル法を圧迫したことがありましたけれども、もう今日はあんなばかげた議論は議論にならないのであります。どうしてもメートル法に統一するというに邁進してもらひたい、併しそれには政府みずからやらなくちゃならぬといふことでもあります。国民にメートル法の実行を強制して置きながら、役所は率先してや

りもしないで国民に鞭打つても、これは到底できません。むしろ役所が率先して範を国民に垂れるようにして頂きたい。戦争中に商工省或いは農林省がメートル法の実行を全然ぶち破つて、而も物価政策でをきめるときに、度量衡法で禁じたような単位を公然と使つておつた。これは国みずからメートル法の施行を破つた例でありまして、延いては国民の遵法精神に悪い影響を与へたと思ふのであります。故にメートル法をやる以上は、又やらねばならぬのでありますから、この法律は新法施行の日よりメートル法を用いねばならぬ、役所は全部用いねばならぬと改めて、用いるように努めなければならぬといふような手ぬるいことではないかと思ひます。

それから第七章に他の法律の改正といふのがあります。この中通商産業省設置法の改正といふのが出ております。現在度量衡の行政は工業技術庁とそれから機械局の二本建になつております。一つの行政が二つの役所で行われるといふことぐらゐ迷惑至極なことではないのであります。又おやになるほうもいろ／＼とむずかしい点があると思ひます。これは是非一本に改めてもらひたい。而もこの計量法案は政令以下を見ますと、相当龐大な法律になるし、而もその内容から見ても、十分一局を要するような龐大な内容を持つております。通商産業省は鉱山法には鉱山局を持ち、特許法には特許局を持つております。従つて計量法に計量局を持つことは当然であると思ひます。而もこの三つが通産省における三大法律なのであります。これが一係りの細々とした所であつておつたのでは、これだけ

の大事業は遂行できないと思ひます。よろしく計量局を設けて頂きたい。これは是非とも国会がそういう指示を政府に与えて頂きたい。それからこの法律は施行せられて、いづれ法案になると思ひますが、各公述人が申出ました事項は国会において修正ができるものか、或いは修正ができないものと、国会が終了したら、次の国会までにこの意見を取入れて修正するように、どうか国会で附帯決議が何かして頂いて、私の意見のあるところを示すようにして頂きたい。

以上で終ります。

○委員長(深川榮左エ門君) 次に、神奈川県度量衡検定所長斎藤君にお願いいたします。

○公述人(斎藤君) 現行度量衡法にいたしましては、又計量法にいたしましては、その盛られております事柄の殆んど大部分の第一線の義務と申しますのは、都道府県に課せられておると申上げて過言でないと思ひます。この意味におきまして、この観点からいささか意見を申述べさせていただきます。

先ず第一章中の問題といたしまして、これは単位の問題でございますが、只今前公述人からも公述がございましたように、この計量法と銘打つて我々の日常生活に密接な関係を持ちますところの、あらゆる範囲を網羅されたといふことは、これはもう当然なことであると思ひます。これは、その中に最も我々と密接な関係のある電気関係の単位を漏らしたといふことは、これは誠にどうも解せない次第でございます。この点につきましては、

前公述人からそれ／＼申述べがあつたようでございますので、私は詳しく申上げませんが、ただ合所を見ましては、水道のメーター、ガスのメーターは計量法の計量器である。然るに同じところに並んでおるところの電気メーターがこれは違ふのだといふようなことは、これは理論的に申しまして、実際的に申しまして、誠に筋が通らない話であると考えられるのであります。この意味におきまして、是非これはこの機会に電気測定法というのがあるものであります。この際にこれを改正せられて一本にすべきではなからうかと考えられます。

次に第六章に關します問題でございますが、この法律の中で一番国民に直接關係のある事項、而もこの国民の階層の中で一番多いであろうところの消費階級の面におきまして非常に急になつて申上げたいのであります。この不正な計量器の使用、消費階級の保護といふような観点から考えまして、これがどんなに大切なことであるかといふことは、案外この計量という面にそういうかた／＼が無関心でいられるといふことでもあります。で、これらのかたがどんなに知らないうちにいろいろの計量的な面で損をせられておるかといふこと、一体取締と申しますといふと、何か頭からかぶせて取締を受けられる人ばかりを考えておりますが、その反面に幾多大きな、この一般の国民大衆が困つておるといふ問題を解決するのには、この取締というものがはつきりしなければ……取締といふ以上は厳密に行われなければならぬ

と思ふのであります。ところが本法案中に現れましたその最も肝心なところであると思ひますところの第五百十四条の「(入立検査、質問及び収去)」といふ場合におきまして、「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」、こういうことになつておる、なお第五百五十五条の計量器等の提出をしてもらひたいと、こういう場合にも、その提出によつて生じたところの損害を補償しなければならぬ、これは取締をやるものはずつかり臨病風に吹かれてしまふのであります。実際にこんなことで取締りができるかどうかといふことでもあります。これは又一面理論的に申しまして、度量衡の取締りに當るものは単独ではできないであらうが、司法警察官と一緒にやつたらいであらう、これと緊密な連携を保つてこの事務を行なつたらいであらう、こういうことが言えるかも知れないのであります。これは實際理窟であつて、現実の今の警察の状況では到底これはでき得ないのであります。こういう点から考えますといふと、計量法の唯一の國民を保護すべきところの一番大事なこととが誠にピンぼけな状態であるといふことが言えるのであります。もつとこれは円滑に取締りができるように一つお考えを願ひたい。私の知つておる範囲におきまして、アメリカあたりでも、この計量に關しますところの取締の状況は、その取締りに當りますところの取締官がどんな／＼職権を利用して、不正犯罪を摘発しているように聞いているのであります。これが何故日本ではないか、日本の法律というものはアメリカの法律を今殆んど頂いてい

な状態だと聞いておるのであります
が、それが何故日本の計量法にできな
いのか、これは誠に不思議な千万だと思
うのであります。又これはちよつと話
が違ふのであります。先ほども話に
出たのであります。計量法の製造や
修理や販売の許可とか、登録とか、非
常にやかましく言うて、そうしてその
事業を行わせているのであります。す
れども、ところがその許可とか、登録と
かをしないものに對して、そういうこ
とを實行しないものに對しての取締の
手立てが一体どこにあるかというところ
が、そんなものはないのであります。こ
ういふところにどうも実際の取締という
ところが附け加へられておると、こ
う思ふのであります。こんな生ぬるいこ
とで日常に、殆んど毎日計量的な買物
をしておるところの国民が安心して
られるかといふことであります。「計
量の安全の確保」といふ章がございま
す。その章にこのいふ場合にはこうし
てはいけないとか、あつてはいけな
いとか、いろいろなことを挙げてお
る。併し今度はそういうことを守らな
い場合を押しやうとするその網の目が
大きな網の目であつて、魚がみんな逃
げてしまふといふような状態であつて
は、これは国民はとも計量的には安
心してはいられないといふことであらう
と思ひます。

次に第七章と第八章につきまして申
上げたいと思ひますが、これはこの法
案の中では最も進歩的な而も最も正
な章でございまして、この章あるがた
めに従来の度量衡法の観を抜けたとい
ふことも言えると思ふのであります
が、この点につきましては、前公述
人からお話があつたようでございます

けれども、この二章の焦点となります
ところは計量管理という問題でござい
ます。この問題が第七章、第八章では
頗る遠慮されていような観を呈する
表現の仕方でございます。例へば第
八章のごときはその見出しが計量管
理、指定事業場として恐らく構成せら
れなければならぬであらうと思われ
るにもかかわらず、この章におきまし
ては、単に「事業場の指定」といふ見
出しの下に計量器を使つてゐる場所を
指定を受ける、そういうようなテー
マで以て、而もそれはその内容といつ
ましては、定期検査が省略できる、或
いは簡易修繕の無検定の特典と、こ
んなような実に貧弱極まる一つの餌を
ぶら下げて、それをテーマにしてゐるよ
うな観を呈する状態に構成されてい
るのであります。これはどうも頗るこの
計量管理という点を鮮かに浮き上らせ
るべき、而もこの計量法の最も華やか
であるべき点がぼやかされていとい
うような、ばかに御遠慮をなさつて
らつしやるような書き方であらうか
と思ひます。先ほどもお話をいたしました
ように、この指定を受けるのに手数料
をとるといふようなことになつてゐる
というの、これはどうも頗るこれは何か
の足りない、食ひ足りない気がするの
であります。実は私もこの計量
管理の章がこの計量法案中に載ること
を数年来念願しておつたのでありま
し、やれ／＼と思つたに、どう
も骨が抜けてゐるような感じがするの
であります。この点をよく議員諸先
生が実地をお究め願ひまして、この計
量管理という面につきまして、計量法
での最も進歩した点について御審議を
願ひたいと存する次第であります。

次にこれも前公述人から申述べてご
ざいます。第十一章規則におきま
すところの計量調査官の問題、これも前
にいろいろお話が出ておりましたか
ら、多くは申上げませんが、私もこの
立場をいたしまして、計量調査官
は、若しこういう職制を設けるなら
ば、再検査と異議の申立に關する事務
だけでは事足りない、計量行政全般に
亘つて、その一切に亘つて円滑、円満
な運営を期するような状態にして頂
きたい、こういうふうな考えをもち
ます。次に手数料の問題をいたしまして、
これは先ほどからいろいろ違ふお立場
からの御意見が出ておりますが、私
どもの立場をいたしましては、非常に高
額になつておりましたが、これは恐らく
例へば従来現行法令中にございませ
ぬ張を申請いたしますところのもの
が、その出張に要したところの経費を
負担する等のことが本法案中には見
えておられないので、それらを含めて
いふことであらうと思ふのであり
ますが、併しながらこれは皆さんが
たが町をお歩きになつて御覧にな
れるような小さい計量器でございます
ば、これは大した問題はないかと思
ひますけれども、土地、建物等に取
付けられておきますところの大きな計
量器、而もそれが検定をいたしますと
ころから非常に遠隔な地に離れて
いるようなものである場合に、例へば
それによするところの工夫とか或は
検査用具の運搬とか、そういうことを
考へに入れば、而も検定は勿論計量器
のこゝでありますから、屋外にあるもの
が多い、そういう場合には例へば雨が
降つて来た、検定ができない、又その
翌日と延びた場合には、そういう情

想を持つたところの手数料の取り方
でございませうならば、これは到底
切れるものでもないし、又検定所の
人夫などは到底使へるものではない
と思ひます。

最後にこれも前公述人から申上げて
おつたようであります。この龐大な
計量法を施行いたしますにつきまし
ては、相當に大きな規模を持つところ
の機構が要すると思ふのであります。
この点は今日の公述でも申されてお
り、これはもう周知の事情でござい
ますので、政府におかれましては或
いは主務省におかれましては、当然
この施行の機構についてはお考えにな
つておることと信じておりますので、
私にこゝに重ねて申上げませんが、併
しどんなに機構ができたとしても、ど
んなに法律ができたとしても、それに
伴う経費、予算といふものがたつぷ
りございせんといふことは事實でござ
います。どうぞ議員諸先生が予算御
審議の場合にはこの点を十分御勘案
下さいます。十分な予算を取つて頂
くように一つお願いをしたいと思います
し、なお都道府県の立場をいたしま
しても、どうも都道府県はまだ只今
の状態では平衡交付金という何か
たようなわからないような状態で交
付をして頂いておられますので、全
く第一線でこの事務を取扱います
者がその経費、予算の關係で実に
苦しめられておるという点も十分
御考察を願ひたいと思ひます。

かような意味におきましていろいろ
意見を申上げたものではございま
せんけれども、要はこういう現在の
段階におきましては欲を言へばき
りがないのであります。一応この
本案につ

きましては賛成ではあります。只今
まで申述べました意見を十分御参
照下さいまして御審議を願ひたい
と思ひます。又この計量法も一通
の計量法でございます。世界のど
こに行つても恥かしくないという
法律に仕立て上げたといふのが
我々の念願でございます。さ
ういふ点で、さういふ点をどう
ぞ御斟酌願ひまして一日も早く
これが実施の途に着きますよ
うに御尽力を願ひたいと存
じます。

○委員長(深川榮左門君) 板木
県度量衡検定所長助川一君に
お願いいたします。
○公述人(助川一君) 永年懸案
でありました計量法案も、通
産省御当局のなみなみならぬ御
御折によりましてこのたびの国会
に提出される運びに至りました
ことは、我々計量行政に携わ
る者として誠に喜びに堪へない
ところであります。本法案も再
三、再四の會議によりましてこ
とごとく審議しつくされて
おりますので、その内容も実
に結構であり、又立派な法案
であると存じます。本法案に
對する希望的な意見の二、三
を申述べてみたいと存じます。
先ず第一に電氣單位の問題
であります。本法案中には各
種の單位が、我々の家庭生活
に最も關係の深い、而も計量
は切つても切れない關係にある
電氣單位が除外されておる
といふことは誠にさびしい限
りなものであります。電氣メ
ーターにつきましては元通省
において検定を実施して
おりましたが、その後機構の
改革等によりまして電氣メ
ーターも同じ通産部内にお
いて実施

するようになったのでありますから、当然計量法案中に包含せられて計量単位として誕生するのではないかと実はかように考へておつたのであります。ところが蓋を開けてみますと電氣單位も電氣メーターも全然見当らないのであります。これは昔からの所管上の都合や、或いは対立的な行き方がありましてこうした結果になつたものと思ふのであります。電氣單位なくして何の計量法ぞやといいたのであります。同じ通産部内の器種であり又單位でありますので、この度量衡法改正を機会に計量法案中に電氣單位を含め、電氣メーターも計量器の一つとして取扱ふことは何れもむすかしい問題ではないように思われますので、これが実現方を申述べてお願い申上げる次第であります。

次に検定の有効期間の問題であります。本法案中にも従来通りガスメーター、水量メーター、或いはガソリン量器、タキシーメーター等有効期間が定められておりますが、これの中には有効期間が切れてもなおその後使用せられるものが相当に多いのであります。正しい器種であつてなお且つ今後使用できる器種でありますのに、有効期間が切れたからといってこれを使用不能視して葬り去ることは不合理であります。国家的見地から見ても不経済であります。この不合理と不経済をなくするために今度新たに設けられました計量士をして不正器物の排除に当らしむるならば所期の目的は達成され、この不合理と不経済はたちどころに解消して、使用者も又事業者も利益するところがあるかと存じまして私は検定の有効期間の廃止せられんことを希望するものであります。次には直接に計量

法案とは関係がないかも知れませんが計量法施行に伴ひまして当然考へなければならぬことは、地方庁におきましてこの予算的措置であります。例を挙げて申上げますならば、従来出張検定に要する職員の旅費は、現行法におきましては申請者が負担することになっておりますが、計量法案中にはこの規定が見当りません。従つて政令中にこのことが規定されていない限りこれは当然府県側が負担しなければならぬわけでありまして、又本法案によりますと、定期検査は市部においては一年に一回、都部におきましては三年に一回必ずこれを施行しなければならぬことになっております。又このほか検定や取締や登録等新法に基づく仕事が増加して参ります。それを確実に実行するためには相当多数の人員と多額の経費を必要とするのであります。殊に我々のごとき小県におきましてはこれらに要する経費につきましてもなかなかに困難があるのであります。これら法に定められた義務の裏付けとして検定手数料の全額又は一部を県収入とするとか、或いは平衡交付金の大幅増額を願ひましても、職務執行上に種々支障を来たしまして新法施行当初より地方計量行政に困難を予想されますので、以上の予算的措置を是非御考慮下さいようにお願い申上げる次第であります。

次に検定手数料のことにについて申上げたいと思ひます。業者が検定を申請する場合に法で定められた検定手数料を納付しなければなりません。従つて度量衡器の値段中には勿論検定手数料が含まれておりますので、検定手数料が増額されますといきおいこれが器

物の値段に影響して参りますことは当然であります。検定手数料は全国度量衡官公吏を賄うだけの費用で十分ではないかと思ひます。計量法案中の別表に記載されております額は勿論最高額を示したものであります。その最高額の検定手数料を附加されまして、器物そのものの値段も相当に値上いたしました。業者は立ち行かなくなつたので、はなにかと考へております。度量衡器は国民経済生活上最も重要な公器であり、最近国民も計量につきましてはその重要性を認識しつつあるときでありますので、又検定手数料の値上により器物の値上を招来いたしました。計量思想の普及をも阻害する虞れがありますので、検定手数料を高額にならないことを希望いたします。

最後に通産省に計量課設置のことにについてお願い申上げたものと存じます。先ほども申上げました通り、計量法が施行されますと、各都道府県は勿論全国計量行政の大元締であります。通産省農林民生機械課度量衡班の仕事も相当増加いたしました。現在の人員を以てしては到底円滑なる計量行政の実施は不可能かと存じますので、この計量法改正に当り通産省に計量課を設置せられ、強力なる計量行政を実施せられんことを県側から要望いたしました。特にお願いいたします。私の公述を終りたいと思ひます。

この計量法案の全体から申しますれば、申出ました通り賛成でございます。これは大ざつぱりに見て賛成、こういう意味でございます。そうしてこの計量法案の内容を通覧いたしました。大体どこに重点があるかということをお考えするといふと、現行度量衡法に盛り込んでありますところのメートル法を廃止してメートル法だけに行くと法を廃止してメートル法だけに行くと再確認といふことにあると思ふのであります。

それからもう一つは、いわゆる計量器物の種類が非常に多くなつたと、この点であろうと私は感じておるのであります。この計量器物の多くなりましてことにつきましては、現実に我々市民が必要とするものは、現在の度量衡法に盛り込まれた器種でたくさんかと思ひますけれども、実際に學術の進歩、工業の発達といふような点から申しましめて、かようなものをたくさんこの法案に包含して行くといふことは当然かと考へます。これらのことは専門的でないわゆる學者の側からも多数述べられてゐるようであります。この点私同感であります。ただどの公述人の方も大体申されたやうであります。電氣の單位が定めてない、電氣計量器に関する規定がないといふことは私も同感感ずるのであります。ここでは詳しくは申しませんが、前公述人の諸君と同様な考へを持つてゐる、又そうすべき

であるといふことを申述べておきます。このメートル法単一にするといふことを今改めてお互いに議論をしなければならぬといふことは、いささか時代遅れの感じがするように思ふのであります。極く皆さんでも側近に、じかに身の廻りに考えまして、我々年度の者は全く尺貫法で育てられたのであります。現行の三十三歳以下の人は尺貫法を非常に不便がつてゐる。勿も現在の子供などにおきましては尺貫法といふよりなものは殆んど知りません。でありますからして、これは世界の文化の趨勢に副すべき点から、当然メートル法一本になるべきであるといふことを簡単に申すよりほかございません。然らばこの実施についてどうであるか。私は幸か不幸か職業として薬剤師の業務を持つておりました。もう試験を受けるときからすべてメートル法で育てられて来ております。非常に便利であります。當時はいわゆる舶來思想のためにヤード・ポンド法も併用されて、薬を計るにはオンスといふのがあります。現在でもイギリス製のものにはオンス入りになつてゐる。これは二十八グラムであります。それから我々オンスといふものは二十八グラムだと思つてゐる。それからポンドといふと四百五十グラム、日本の尺貫法に直しまして百二十匁、こうしておりましたのであります。この昭和何年かの度量衡法改正のときに、いわゆる藥關係のものは一貫したメートル法に変わらして、現在はずべて名称はオンスを用いてあります。これは一つの單位であつて、百グラムの四分の一といふものの一應慣例名称と

ものであるといふことを申述べておきます。このメートル法単一にするといふことを今改めてお互いに議論をしなければならぬといふことは、いささか時代遅れの感じがするように思ふのであります。極く皆さんでも側近に、じかに身の廻りに考えまして、我々年度の者は全く尺貫法で育てられたのであります。現行の三十三歳以下の人は尺貫法を非常に不便がつてゐる。勿も現在の子供などにおきましては尺貫法といふよりなものは殆んど知りません。でありますからして、これは世界の文化の趨勢に副すべき点から、当然メートル法一本になるべきであるといふことを簡単に申すよりほかございません。然らばこの実施についてどうであるか。私は幸か不幸か職業として薬剤師の業務を持つておりました。もう試験を受けるときからすべてメートル法で育てられて来ております。非常に便利であります。當時はいわゆる舶來思想のためにヤード・ポンド法も併用されて、薬を計るにはオンスといふのがあります。現在でもイギリス製のものにはオンス入りになつてゐる。これは二十八グラムであります。それから我々オンスといふものは二十八グラムだと思つてゐる。それからポンドといふと四百五十グラム、日本の尺貫法に直しまして百二十匁、こうしておりましたのであります。この昭和何年かの度量衡法改正のときに、いわゆる藥關係のものは一貫したメートル法に変わらして、現在はずべて名称はオンスを用いてあります。これは一つの單位であつて、百グラムの四分の一といふものの一應慣例名称と

して、いわゆるグラムで考えております。普通の取引、皆さんが馴染みの商品として売買するもの、これは半キロ、一グラムの半分五百グラムを以て単位としております。これらを基準として二十五グラム、百グラム、五百グラム、一キロというものを単位としてやつておりますから非常に便利でございます。この際に尺貫法併用というように何処と云うような趣方を盛られるは我々は迷惑千萬であります。これは職業的立場から言うのであつて多少の迷惑は忍ぶところでありまして、私も、そうでなしにこうした職業の面から言つて非常に便利である。これは一つ諸君にお奨めしたいということも深く考へておるのであります。そういふ観点から又先ほど第一の公述人が申されました通り、世界の文化の趨勢から申しましてもかように行くべきであるものであるということも私は深く考へまして、これにつきましてはどうかゆるむことなくこの法案の通りに行つて頂きたいことを考へております。

然らばこの法案において全面的に賛成するかといふと、一部に極めて不合理なところがあるのであります。先ず第一に、どなたも申されましたが手数料が高いのであります。これは検定手数料が高い、登録の手数料が高い。恐らくこの立案者は最高をきめたのだと申すであらう。併しながら私も五十年以上世の中に生きておつて、さて現実の日本の行政の程度はどうであらうかといふことを考へますと、いつでもこれは最高をきめたのだ、決してそれをとるものではない、それは最高でそれ以内であるから御心配

ないと言つても、どうも役人というものはどういふものか、法律に許された範囲の最後の最高のところまで持つて行こうとするのであります。私はこの点に非常に心配を持つのであります。そういう点におきまして手数料が高い。若しこの例を申しますならば、検定手数料の例、十三の(1)には当然竹の物差を含んでおります。竹の物差というものは現在いわゆる販売業者間の取引価格が三十三センチが六円です。現行法では十五銭だそうでありまして、ところがこの手数料は二十四以下になつてゐる。六円で売られるものに対して二十四以下というやうな数字を付けることは余りにもばかばかしいではないかと思ふのであります。又(2)のはかりで私どもが使う天びんが現在千円以下となつてゐるのであります。ところが調剤用に我々が最も頻りに使う百グラムの天びんの取引価格は八百五十円です。又その辺のやせ屋や魚屋が使つております自動はかりの検定手数料が最高が五万円となつております。これは普通のものを仮に二貫目、七キロといふものであれば、大体千二百三百円が取引価格であります。又温度計の(4)のところには、温度計は三百円以下となつておるのでございます。ところがよほど優秀なものでも現在取引価格は百円前後であります。私もはこの表を見ては唖然としてゐるのであります。現在のものは温度計が六十五銭かと聞いております。又自動はかりは十六円十銭です。一方だけでは八円五銭といふふう聞いてゐるのでございましてけれども、これは大体現行通りにやるのだといふことを、恐らく国会議員の方々が政府に質問すればお答

えになるであらうと私は想像します。これはもう殆んど日本の役人の常套手段であります。でありまするが私どもはやがて上るであらうといふことを想像してあります。どうかこういふ点につきまして国会議員各位の深甚なる御配慮をお願いしたいと思ふのであります。でその次にこの販売に關する手数料であります。現在は度量衡器、計量器を売り出すならば大体におきまして度量衡一種類、計量器一種類としてこれは登録して免許を取ります。これはそれ／＼三百円でありまして六百元であります。而もこの期限が十五年であつたのであります。ところが今度は簡単に売ろうとしても度量衡、温度計でこの四つは受けなければならぬ。従来はこれに対して六百元でありましたものが、最高とは申せこれが千五百円で六千円の登録料であります。六百元が六千円とは実に驚くべき数字であると思ふのであります。今度は法案の全体から見ますと七つ受けなければなりません。そうすれば一万五五百円あります。而もこれが期限が五年間あります。而もこれの三倍一万八千円といふことに相成るのであります。非常に手数料が高い。而も先ほど申しました通り必ずや最高まで持つて行かれる機会があるのじやないかといふ点から、特にこういう点に警告をしたいとかやうに思ふのであります。この点で私は薬剤師の立場から特に議員先生方の御配慮をお願いしたいと思ふのであります。それから薬局の経営にはなくてはならない体温計の販売であります。この体温計と申しますのは昭和七、八年頃に必要があつて計量器の部類に包含

されました。従つて免許を受けなければ売れなくなつたのであります。而も当時の地方庁の全部とは申しませんが、役人は、薬局の従来売つておつた体温計についてはできるだけ既得権を尊重して簡単に免許をするといふのであつたにもかかわらず、相当嚴重な講習等をさせましてやつと体温計を売ることができるといふやうな程度であつたのであります。当時の我々の先輩が大いに憤慨をいたしました。そして当時の帝國議會に運動をいたしました結果、勅令をいたしました。薬局を開設する薬剤師は、体温計、目盛りある板付寒暖計、それから御承知のメートル・グラス、これらは登録によつて売れることになつたのであります。現在これを特殊登録販売と申しております。而もこれは永久であります。その薬局を個人が開設する限りは一回登録すれば死ぬまでよいのであります。これが法人であつた場合は法人のあらん限り何百年といへどもそれでよいのであります。然るに今度の改正によりまして、今のメートル・グラスと体温計を売るためには先ほど申しました二つの登録をいたしました千五百円として三千円の登録料を払う。而も永久的であつたこの資格が、特権が実に五十年で消耗されるのであります。こんな不合理なことではないと思ふのであります。これは特に我々の先輩がこうして多年元の帝國議會の方々の御協力御援助によりまして勝ち得たこれに對して、何らの考慮も払わないといふかやうな不合理はないと私は考へるのであります。而も現在先ほど申しました通り計量器の免許につきましては三百円である。ところが薬局開設者の場合の特殊販売登

録は僅かに五円である。その五円が今度には三千円になります。実に六百倍の増額であります。この点につきまして、特に先生方の御配慮を私は深くお願いをいたすのであります。次にどなたからもお述べにならんやうであります。罰則が重いのであります。罰則の重いといふことは次代の文化の進展に副うものかどうか知りませんが、私はさうに考へない。できるだけ救済を深めて罪を犯さぬやうにするといふことがお互いの務であらうと思ひます。罰を重くして罪を犯さぬやうにするといふことはいわゆる封建時代の考へ方じやないかと思ひます。先ほど申しました通り、現在の五円で登録できた薬局のものが、今度は薬局を開設すればその日からどうして必要とする体温計が要ります。ちよつと誤つて体温計を売つても無登録販売として実に一年以下の懲役十萬以下以下の罰金、こういうのが第二百三十三条にあるのであります。これは実に私はげんし無法である、悪化した法律とかやうに考へるのであります。全体的に見ましても今までは五百円以下の罰金が高額でありました。むろん悪い者には一年でありました、最高の体刑は、ところが今度は体刑が三年、罰金が二十万円となつておるのであります。この点につきましても余りにも全体的に強い。業者は間違ひやすい。薬剤師をして誤らしめてわざ／＼罪を作

ありまして、こういうふうないわゆる罰する規則がある限りはどこまでも罰するということになるのではなにかとかように考えられるのであります。その点から考えましても、どうかこの点を何とかなるように一つ御再考をお願いして、御修正をお願いしておきたいと存するのであります。

なおこの法律がこうした原案になつたものを大部的に修正するのがなかなか困難といえます。先ほど来問題になつております計量行政審議会でありまして、これが官吏だけを以て構成するということは誠に意味のないことだ。これはよく我々の知つた範囲で役人の悪口を言う例に、日当稼ぎの場所を作つておくに過ぎないといつてもあえて過言ではないと思つております。これはよろしく民間人を入れるべきだ。そうして登録料或いは検定料その他の重要なことはこうした民間人を入れたところで審議して、時代に適應した運用をするという意味において、私は現在の原案のような機構であるならば、これはむしろない方がよいと私は考へるのであります。どうかかような意味において、これには必ず半数以上の民間人を入れるということに御修正をお願いしたいと希望してやみませう。

ところで先ほど来他の公述人の方々が申されました通り計量課若しくは計量局を通産省に作れということでありましてこれには私は異議はないのであります。併しこの議論の観点につきましても私は前公述人とはいささか違ふ方面からこれを申述べてみたいと思つております。我々がよく聞くのであります、いわゆる一國文化の水準と

いうものはその国の計量思想の如何によつて定められるというようにことをしばしば聞くのであります。先ほど前公述人が申されましたように、いわゆる日本では一山幾と云うようなことがたくさん取引に行われておるのであります。これは計量思想が浅いということと意味するのであります。更にこうした風潮が続けられて行くのであります。ならばいよいよ文化は逆転して行くといふように考えられるのであります。こうした大なる計量法案が作られましてこれを施行するということは、国民の文化水準を高めるといふ大きな観点に立つて行かなければならぬと思つております。で、これらにつきましては現在通産省の機械局の中に農林民生機械課という、我々人民から見ればえたいの知れないような名前の課の一部で扱つてゐるようでは、折角これほどの計量法案が成立いたしましたもその運営の効果は期待することはできないと思つております。少くとも計量課くらいは設け、又地方におきましても計量課くらいは設けて、もう少し國民を罰するとかさういふ意味じやなしに善導して國民の文化水準を高めるといふ意味において、私はどうかこうしたものを作つて頂きたいと思つております。

又なお今度の法案につきましては医療関係のものに触れておらぬのであります。これは私も商売上の専門的なことに耳をしますから申しませんが、注射器なども当然将来検定といふようなことがなければならぬのではなにか。特に現在のごとき素人が盛んに注射をするような時代におきましては大いに考慮を要するものだとおもうこと

を附加しておきます。大体時間でありまして以上申述べておきます。

○委員長(深川榮左門君) 次に光学精機工業会測量部理事西川末三君にお願ひいたします。

○公述人(西川末三君) 私は測量の機械を作つておる方の会の代表者として参つたのであります。従来計量法、度量衡法には角度に関する規定がありません。今度の計量法に初めて角度計といふものが制定されることになつたのであります。従来法規による取締等の経験は何にも持つていないのであります。ただ今まで私どもが長年扱つておりました上から申しますと、いふと、こういうものをこの計量法に規定しなくとも何らの弊害がないものであるし、又これをやるがためにいろいろ面倒なことが起る、むしろない方がよいじやないかといふ考へ方なのであります。殊に私どもは非常に精密を要するものをやつておりますが、この法案の第十二条の十三号に掲げてあります経緯儀といふのがあります。これなどはもう特にこの法案から除いてほしいといふのであります。そのことを申上げますが、先ず第一にこの経緯儀は角度を測るものではありますけれども、大切な部分である角度の目盛といふのがありますが、そのほかに幾つかの重要な部分があるのであります。望遠鏡にて測量するのには、ハヤを張つてあります。ハヤの太さといふことが問題になります。軸が正確に動かなくやならぬとか、或いは望遠鏡の軸が正しく直角になつていなくやならぬとか、そんないろいろな角度の目盛以外に大事なところ

がありまして、検査をする上にはそれの総合の検査をしなくやならず、なおこの機械は一通動かしますといふと、幾分そこに狂ひが出るほど精密を要するものであります。必らず測量するに当つては一通検査をしなくやならぬ。検査をして、調整をして、それから初めて使うことができるというものであります。特に新しい品物を一通検査して合格したらそれでいいというわけに行かないので、製品の検査が大した意味をなさないとということになる一つの理由であります。

それからも一つは、これは大衆が使うものではなくして国家試験に合格した測量士が使う。つまり専門の技術者が使うものであります。必ずしも国家試験をしなくても立派にそういう技術者が検査をして使用し、又測量するごとに検査をして行かなければならぬといふものであります。特に計量法に載せる必要がないと思つてあります。

それからもう一つは、この経緯儀は取引証明といふようなものは、極く僅かに使うのであります。これは面積を出す場合であります。これはまあ技術のほうも伴いますが、機械がよくありながら技術がよるしくない場合には面積が出て来ない。大きな誤差が出て来まして、これは測量の規定から大きな誤差があつた場合はもう一通測量をし直すといふことになつております。で、この機械そのもののばかりではないのであります。機械が今申したような測量士によつて使われますので、そういうような場合がありまして、大した弊害は起らないのであります。そんな理由の下に、この十二条の第十三号

の経緯儀といふものはこの法案から除いた方が適當であらう。そう見ましたのでそのことを申上げたいと思つたのであります。

○委員長(深川榮左門君) これで本日公述人の公述は全部終了いたしました。委員のかたに申上げますが、公述人のかたに御質問の方は御発言をお願いいたします。なお政府側から農林民生機械課長が見えておられますので右附加えて念のために申上げておきます。

○境野清雄君 公述人の小野さんにお伺ひしたいのですが、先ほどあなたの方から難則の修正案並びにこの四章の検定の部分の修正案がありました。これは従来に監督官といふのですか、要するに監督官といふのですか、従来にそういう方々が不当な行為が多かつたから、こういうような面を是正しなければならぬといふように受取つてよろしいですか。通産大臣が従来にそういうものを監督しておつた。併し監督が余り完全に行われておらないからそういう面を調なければならぬが期せられない。こういうような趣意向に解釈してよろしいですか。

○公述人(小野龍三君) お答えいたします。従来は監督がうまく行つておつたのです。昔は。それは商工省に権限課といふものがありまして、当時権限課長が検定行政の権を掌握しておられたのであります。ところが明治三十六年に中央度量衡検定所といふものができました。そしてその中央度量衡検定所長さんがその権限課長の仕事をなさつていた。ところがそれが昭和の初めでしたか日にはしつかり覚えてませんが、今度中央度量衡検定所長という

人は、官制によつて、法律によつて中央度量衡の検定をする。甲種検定とそれから基準器の検定、これをおやりになる、地方長官が乙種検定をやる。こういう工合になりました。商工省の中に監督官が置かれて、その監督官が度量衡の行政を監督している。現在ではどうかといふと、この基準器の検査、甲種検定の検査、それから検定に對する事務は技術庁長官がおやりになる。それから器物の製造のこと、地方の取締検査は機械局長がおやりになつてゐる。ところが製造の行政といふまでも、先ほど申します通りこしらへたつて検定に合格しなかつたならば、世間へ計量器として用ゐることができない。検定がこの制度の中へくつてゐる。そこで機械局長と技術庁長官と二人がやつてゐられるやうなことになる。この法律は非常にこれにも書いてございまして通り許可を得ることがたんとあります。そういうことになりまして、ややつこし。

それからもう一つは、地方の検定官の役人といふものは昔は任免権を極度課長が持つてゐたのですが、つまり商工大臣が、ところがだん／＼時代が變つて来ますにつれて終戦後は地方行政が独立になりました。もう知事が勝手にやつてゐる。昔は各地方の検定官吏の交流があつたんです。甲の県から乙の県へ移動するといふやうなことが中央の指令によつて行われておりましたが、今度はもう地方自治になりました。今度はもう地方自治になりました。余りありません。そうすから井の中の蛙で唯我独尊で自分がいいと信じて、この規則に基いて俺はする、こういうやうにやつてゐる仕事

事が正しいと思ひまして、非常な違ひが起つて来ます。それで今日では通達、通達といふやうなものによつて統制を圖つてゐるのだと、こう言つておられますが、もう今までは行政費を地方へ国費で紐付で配付してゐた。それは平衡交付金で最近ではちん／＼とやられますので、中央といふものも睨みがつつと地方へききません。お前の所は何ぼやつたと言つても實際はわからせん。そういう關係上そこに非常なでこぼれが起る傾向がますます／＼きつ／＼なる。現にそれが起つておるといふやうな状態になりますので、どうして、これは国の度量衡で国が基準をきめて度量衡の統一を圖つて行くといふ目的でできたものでありますので、昔の旧幕時代のような藩々によつて、そのとなえる尺とか一升とかいふ名前は一緒ですけれども、自然長さが違ふ一貫目や一尺ができたことと同じ事態に陥りやすいのです。是非これはそれを一つ統一を圖るやうに中央から絶えず調査して頂いて、そしてそのでこぼれを監視して頂きたい。そして監督して頂きたい。こういう希望でその字句を捜入して頂くことを要望したやうな次第であります。

○委員長(深川榮左門君) ちよつと申上げてよろしいですか。○委員長(深川榮左門君) どうぞ。○公述人(斎藤隆彦君) 只今議員の先生から高橋さんのお話があつたのでございまして、高橋さんの方でお答えになりまして、要するに計量器の販売業者としての立場でお客様になつたのだらうと私は考えております。私がお話した申上げましたのは、實際に日常生活上我々の台所に直結する面においての計量器の違反、そういうものに對する取締といふことで申上げたのでございまして、その点を一つ。○委員長(深川榮左門君) 大變有難い御質問を受けました。実は御承知の通り先ほどちよつと話が出ておりましたが、從來はいわゆる紐付の交付金によりまして地方の度量衡の行政を賄つておつた次第であります。ところがいよいよ平衡交付金の制度が出来ましてから、この紐付という形ではなくて要するに府県自体が勝手にそれ／＼のポストに配分せられるやうな状況になつて参つたのであります。この点は諸先生方がよくおわかりのことと存じますが、かようなことになりましたと、從來紐付で交付されましたものも全く催涙のやうな状況であつたものが、今度は全く平衡交付金となりましたといふとどうにも動きがつかない。ではどうしてそういうことになるかと申しますと、誠にこれは悲しい話でございまして、我々の生活に直結する國家のあらゆる事務の行動的な面の基礎となる計量と一般に非常にその觀念が薄いといふことが言えるのであります。これは恐らく從來の中央の度量衡の予算等から拝見いたしましたも、全くこれは度量衡に關するところの行政の費用といふものはどうにもならないやうなちよつ／＼なものであります。従ひまして府県の總括的本家であるべきところの中央の度量衡行政の元が一つの課の班といふやうな状態にある、こういうやうな

から余り取締の問題に關して発言がなかつたやうな感じが、高橋さんの方から、一つ斎藤さんの先ほどのお話に對しての取締法案について、どのようなお考えを持つておられるか伺ひしたいと思ひます。○公述人(高橋勸次君) 販売業者若しくは使用者の面から申しまして、現在の取締の程度につきましてはあえて原案にとやこう言うほどの意見は持つておりません。只今小野さんが申されたやうな、いわゆる調査官といふやうなものに行政監督の権限を持たしめて、各地方とも同じやうにして行くといふやうなことは是非望ましいことだと考えております。○委員長(深川榮左門君) ちよつと申上げてよろしいですか。○委員長(深川榮左門君) どうぞ。○公述人(斎藤隆彦君) 只今議員の先生から高橋さんのお話があつたのでございまして、高橋さんの方でお答えになりまして、要するに計量器の販売業者としての立場でお客様になつたのだらうと私は考えております。私がお話した申上げましたのは、實際に日常生活上我々の台所に直結する面においての計量器の違反、そういうものに對する取締といふことで申上げたのでございまして、その点を一つ。○委員長(深川榮左門君) 大變有難い御質問を受けました。実は御承知の通り先ほどちよつと話が出ておりましたが、從來はいわゆる紐付の交付金によりまして地方の度量衡の行政を賄つておつた次第であります。ところがいよいよ平衡交付金の制度が出来ましてから、この紐付という形ではなくて要するに府県自体が勝手にそれ／＼のポストに配分せられるやうな状況になつて参つたのであります。この点は諸先生方がよくおわかりのことと存じますが、かようなことになりましたと、從來紐付で交付されましたものも全く催涙のやうな状況であつたものが、今度は全く平衡交付金となりましたといふとどうにも動きがつかない。ではどうしてそういうことになるかと申しますと、誠にこれは悲しい話でございまして、我々の生活に直結する國家のあらゆる事務の行動的な面の基礎となる計量と一般に非常にその觀念が薄いといふことが言えるのであります。これは恐らく從來の中央の度量衡の予算等から拝見いたしましたも、全くこれは度量衡に關するところの行政の費用といふものはどうにもならないやうなちよつ／＼なものであります。従ひまして府県の總括的本家であるべきところの中央の度量衡行政の元が一つの課の班といふやうな状態にある、こういうやうな

始末でありますから地方においての状況はもうお察しに委せるような次第でございまして、従いまして、今ここに数字の資料を持つて来ておりませんのではつきりした数字は申し上げられませんが、とにかく地方におきましては大阪府県とか小府県とかということは別問題にいたしまして、それ〴〵四苦八苦の状況に相成るのであります。でこれは少くともこの計量行政という仕事は、どこからどこまでが国の仕事であり、どこからどこまでが県の仕事であるというところを一つはつきりさせて頂きたいということが先ず第一の問題だと思ひます。で全部国の仕事なら国の仕事でよろしい。その国の仕事であるときまつたならば、少しも支障が起らないように円満に計量行政が遂行できるように、一つ予算面の御措置を願へばよろしいと思ひますし、又検定は国の事務である、その他の仕事は県の事務であるというならば、私もが又私も立場において県の経費を頂戴して、そして円満にこの計量行政を施行して行くことができないのではないかと、こういうふうに考えます。遺憾ながら数字の資料を持つておりませんので、御納得の行くような説明であつたかどうかわかりませんが以上であります。

○委員長(深川肇左門君) もう一つお願いいたしますが、先ほど販売業者のかたからも、或いは製造業者のかたからも、手数料が非常に高価だというお話がありましたのですが、あなたの方はどうお考えになりますか。

○公達人(斎藤隆彦君) これは私もちよつと触れたのでございますが、前の公達人からお話がありましたので詳しくお話し上げなかつたのであります

が、私も現在この法案に挙げられておりますのは少し高すぎるのではないかと思ひます。この点につきまして先ほどちよつと私が申し上げましたように、恐らくこれは検定に要する一切の経費を賄つて、要するに検定を申請なさつた方は全然手をつけなくて、もう申請さえすればあとは一切全部を検定所なら検定所が賄つて検定を済まして、これで済みましたといつて差上げることができるようになるというお考えだろつと思ひますが、で、それだからそれらの経費一切を含めてこのくらいにしなければというふうなお考えだろつと思ひますが、実はその件につきまして私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、日常そこらに見られるような簡単な計量器の場合は、或いは一応それでいいかも知れませんが、土地建物に取付けられたもの、或いは非常に遠隔の地にあるというふうなものに對する検定に當りまして、その検定に要する器具の運搬とか或いはその検定を施行するために必要な人夫というものを検定所が全部賄つて、而もその仕事まで指図をするというふうなことになりますと、これは金の問題ではないのであります。これは金の問題ではないのであります。到底そんなことはできないと思ひます。であります、現実の問題として、いづれにいたしましてもそういうことから考へて参りますと、或いは大きな何十トン或いは何百トンというふうなものは對ししましては二十万円でも少いかも知れない。この手数料に關しましてはそういう点をよくお調べ下さつてそして妥當な手数料をきめて頂ければと、こういうふうに考えております。

○公達人(高橋勲次君) 只今委員長さん、この手数料の問題についていろいろ御配慮のようであります。私はこの手数料が先ほど申しました通りそこまで行く、だろつというのにつきまして、非常に従来の経験から心配しておるのではありません。この点につきまして相成るべくならば列挙主義にして現行に近いものにしてほしいということ。併しそれができないならば先ほど申しました通り計量行政審議会というものの過半数の民間人を入れてこういうところまで詰つてあとやつて頂きたい。こういうことをお願いしたいというのが私の主たる意見であります。無論そればかりを高い、そういう意味ではない。こゝういふ一番高いものを標準にしてつけられたことが不合理である。この中できめるといふことについては役所にだけおまかせしておくことは甚だ不安心だ、こゝういふ意味でございます。

なこの機会にお願いいたしておきたいのは、実は九十三条の三に、「通商産業省で定める計量器には、検定証印に添えて、その検定を行つた年を表す数字を附する。」といふことがあるのであります。これにはただ数字とありまして、現在体温器にはそれが行われておるのであります。それはアラビア数字ですか、わかりにくい数字で、いわゆるしるうとこまかしに入つておるのであります。これははつきり計算数字で入れるといふことをどこかに譲りように一つお願いしたい、かように考えます。

○公達人(山内二郎君) 全般的に何か意見がないかというお話で、実は先ほどの電気測定、電気単位が入つていないという皆さんのお考えですが、それに対して先般私、日本学術會議の

意見でございましたので、御参考までに申し上げます。

○委員長(深川肇左門君) 小野さん、手数料のことにつきまして御意見がございせんか。

○公達人(小野龍三君) 先ほど再々申しておりますのですけれども、大体現在の、我々先ほどグラフをお見せしまして扱つておりました手数料、それが売上金額の検定手数料が千分の八ほどになつております。それが同様なものを、今の検定といひますのは、とにかく検定場がありまして、その検定場へ持つて行きますとお役人がスタンダードの原器にその品物を合わせられるけれども、その原器に合わせた所まで持つて行くのは業者が持つて行きます。又それのお手伝いも業者がお手伝いをする、検定手数料というものはちよつとも入つてはいやしないのです。そういう状態です。それでですから大きなばかりになりまして、そのウェイトを運ぶのから、それを積み出すのから別に一切合切我々の方では原価計算でそれを製造費に入れております。検定を受けるために働いたのです、實際、検定手数料といふものは一種の製造税といふことになつております。又我々も製造税と思つて扱つております。それで營業税といふものは營業税制以来免除になつております。それでそれと脱み合わせ

切合切が入つておるからと、それであらましたところでもちよつともわからんのです、實際。二十一万円というようなどういふことを取らうというのです、どういふ工合に人間を使うてやられるのかわからんのです、實際。何日かつて検査せられるのかわからんのですけれども、これは最高をきめていずれデテールについては細かくおきめになりますので、我々の方におきまして、一体検査手数料は検査するための費用を納めておるのか、製造をするときの免許税です、それを納めておるのかというところは、今までがはつきりせんんだのです。ところが一般の機械その他製造業者のように事業税を払うようになりましたので、いよくこれは検査を受けるために払う費用、それなら現在の費用でも高過ぎる、實際それは高過ぎます、検査官の人はじつとしておられる。それにあなた受けるためにはかりの上に載せるウェイトのものはみんなこつちが通ぶのです。それは現在でも高過ぎます。一日にえらいときでしたら相当な取獲を挙げられます。これは国家が取られるので我々は税金がそれだけ安くなつておりますのですけれども、そうして一日にお前が払うのやないじやないか、最終に買入人が払うので売つておる者が取次ぐたけやないかと言つておるけれども、お取次いたしましてもやはり職業として取次げば手数料を頂戴しなければ、我々は自分が働いて自分が食うておりますので立ち行かんです。我々がそいうものを原価計算に表わしたところで、この前の公定価格のときにでも全然採用してもらへませんと、結局我々働きの中の食ひ料を何ばか三杯食う飯

を二杯八分くらいに減じて、えらい目に乗つたというので泣いて置くよりしようがないという実情でございませう。この辺のところは外の營業のところにございまして、御察察願ひまして、デテールをきめられますときは検査の手数料として評価査定をしておきめ下さらんことをお願いいたします。

○委員長(深川榮左エ門君) ほかに御発言ございせんか。

○公述人(小野龍三君) 實はこれは製造に直接関係があることでございませうののですが、この第三章の計量の安全確保、六十三条にございませうのです、この計量のものの十分の一の精度の目盛をしたものを使わんとものを計るのにはいかん、こうきめられてございます。これが十分の一では一割でございます。一割といふとおよそ目分量でも相当年齢に達した人でしたら一割大きいか少いかといふことは見當がつかんといふことはございませうののですが、これは特にこの問題は小売商が随分目盛の荒いはかりを用いて、そうして軽い目方をかけておられる弊害を防止するためにこの項ができましたものと思ひますが、小売商人が使用するばかりは私はこういふように条件を付けて頂いて、二十分の一、五分程度の精度の目盛のものをを用いるところとして頂きますれば非常にいいと思ひます。一割程度ですとこれはもう余りひど過ぎると思ひますのですが、これは二十分の一といふことにして頂いて小売商人が使う場合はそいうことにして頂きたい。又ほかの方では全般的に考えますと、いろ／＼十分の一でもまだ細か過ぎるという使用用途も製造工

業やらの方にはございませうでしようけれども、小売商の使用する場合はといふようなことで二十分の一にして頂くと結構だと思ひます。ちよつとこれは修正案が出ておりませうのですけれども心付きましたので御審議を頂きたいと思ひます。

○委員長(深川榮左エ門君) ほかに御発言はございせんか。ほかに御発言もなければ本日の公聴会はこれで閉じることになります。なお公述人の方にお礼申し上げます。本日は熱心に御公述頂きまして有難うございました。厚くお礼を申し上げます。

午後三時四十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左エ門君

理事

委員

古池 信三君
栗山 良夫君

小野 義夫君
上原 正吉君
小松 正雄君
加藤 正人君
山川 良一君
駒井 藤平君
境野 清雄君

政府委員

通商産業省通
商機械局長 玉置 敬三君

事務局側

常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 小野 龍三君

公述人

東京大学教授 山内 二郎君
度量衡器計量器工
業連合会副会長 小野 龍三君

度量衡器計量器工
業連合会理事長 徳永 学君
神奈川県度量
衡検定所長 斎藤 鑑彦君
栃木県度量
衡検定所長 助川 一君
薬剤師 高橋 勘次君
光学精機工
業会測量器
部会理事長 西川 末三君

昭和二十六年六月六日印刷

昭和二十六年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁